

平成24年6月6日

国土交通大臣  
羽田 雄一郎 殿

一般社団法人 日本旅行業協会  
会長 金井 耿  
社団法人 全国旅行業協会  
会長 二階 俊博

「高速ツアーバスに関わる安全指針」の策定について

平成24年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を旅行業界として重く受け止め、二度とこのような痛ましい事故を起こさないことを目的に、また、5月16日付けの高速ツアーバス等の安全対策強化に関する国土交通大臣からの要請に真摯に対応するため、一般社団法人日本旅行業協会と社団法人全国旅行業協会は、共同で「高速ツアーバスに関わる安全指針」を策定しましたので報告いたします。

平成24年6月6日  
(一社)日本旅行業協会  
(社)全国旅行業協会

## 高速ツアーバスに関わる安全指針

この指針は、高速ツアーバス企画実施会社(以下「高速ツアーバス会社」という)と貸切バス事業者が、協力体制の確立により、法令等を遵守し、ともに責任感をもって安全なサービスを旅客に提供することを目的として、高速ツアーバス会社が遵守すべき事項を定めるものとする。

1. 高速ツアーバス会社は運行を依頼する貸切バス事業者の法令遵守及び安全確保の状況について事前に書面で把握する。
2. 高速ツアーバス会社は「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を活用する等して、安全確保への取り組み状況が優良な貸切バス事業者の利用を促進する。
3. 高速ツアーバス会社は貸切バス事業者の安全確保状況に問題がある場合にはその是正を求め、是正されない場合は契約を行なわないこととする。
4. 貸切バス事業者に対し運行を依頼する際には、高速ツアーバス会社は交替運転者の配置を確認した上で依頼する。夜行運行で長距離(実車走行距離が 450km 以上のもの)のコースについては、交替運転者の配置を必須とする。また、貸切バス事業者から運行指示書の写しまたはこれに準じる内容の電子メール等を入力し、交替運転者の配置状況を確認する。
5. 高速ツアーバス会社は契約する貸切バス事業者とともに、安全確保に向けた情報共有、内部チェック等を実施する協議体を組織する。
6. 高速ツアーバス会社は遅くとも前日までに、実際に運行する貸切バス事業者名、許可番号、営業区域、車両番号、運転者(交替運転者を含む)の氏名・運転免許・携帯電話番号を把握する。
7. 高速ツアーバス会社は運行時間帯に常に連絡可能な緊急連絡先を貸切バス事業者に伝え、緊急時に速やかに報告を受ける体制を整える。
8. 経路の変更、大幅な遅延、サービスの内容等の変更があった際には、高速ツアーバス会社は貸切バス事業者からの報告を受ける体制を整備する。

9. 高速ツアーバス会社は事故の際には、貸切バス事業者と協力して状況の把握、被害者の救護などの対応に当たる。
10. 高速ツアーバス会社は募集広告に際しては、別紙に定める広告の定型様式に沿って行う。その際、募集型企画旅行である旨、交替運転者の有無、実車走行距離、高速ツアーバス会社の特別補償の内容及び運行を依頼する貸切バス事業者の任意保険の加入状況を明記する。
11. 高速ツアーバス会社は出発前までに、参加者の氏名、年齢、性別及び代表者の連絡先電話番号を把握する。
12. 高速ツアーバス会社と貸切バス事業者は、いわゆる白バス、営業区域外運送を発注、受注しない。
13. 当指針は、日本バス協会加盟又は非加盟にかかわらず、貸切バス事業者を利用する場合に適用されるものとする。